

《 船員社会ニュース 》

◆ 改正漁業法について⑩

水産部

-改正漁業法案の概要-

改正漁業法は、旧漁業法から大幅に改正されている。国会審議で論点となった主要な改正点

- ①目的規定
- ②水産資源の保存および管理
- ③許可漁業
- ④漁業権
- ⑤海区漁業調整委員会
- ⑥密漁対策に関する規定

-④漁業権制度-

改正点

- ・ 免許の法定優先順位制廃止(旧漁業法では規定されていた)
- ・ 継続して免許を受けられる  
漁業権を有している者が「適切かつ有効に」漁場を活用している場合
- ・ 既存の漁業権者がいない場合  
地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に漁業権を付与できる

旧漁業法「免許の法定優先順位制」(例)

定置漁業権では、地元漁民世帯の7割を含む法人や地元漁民の7人以上で構成される法人などに漁業権を優先して免許し、区画漁業権のうち特定区画漁業権では、地元漁協、地元漁民世帯の7割以上を含む法人などに優先的に免許することが定められていた。

漁業権の法定優先制度は、明治漁業法下で形成された漁村の封建制度や羽織漁師(漁業を自ら営まず漁業権を利用して利益を上げる者)の問題を解決するものであったが、優先順位が低い者の漁業への新規参入を阻害するとともに優先順位が高い者が出た場合、漁業権の切り替え時に従前の漁業権者が漁場を手放さなければならないという性質を持っていた。



-漁業権制度-

都道府県知事の免許を受けて一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度

- 共同漁業権 - 採貝採藻など
- 区画漁業権 - 真珠・藻類養殖や魚類小割式養殖など
- 定置漁業権 - 大型定置など